

令和4年第4回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 工藤 健

副委員長 万徳 なお子

1 開催日時 令和4年12月14日（水曜日）午前11時28分～午後2時4分

2 開催場所 第1・第2委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市中世の館)
- (2) 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市油川市民センター)
- (3) 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市荒川市民センター)
- (4) 議案第147号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市東部市民センター)
- (5) 議案第148号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市大野市民センター)
- (6) 議案第149号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市横内市民センター)
- (7) 議案第150号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市戸山市民センター)
- (8) 議案第151号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市浪岡北中野公民館)
- (9) 議案第152号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市浪岡本郷公民館)
- (10) 議案第153号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市浪岡野沢公民館)
- (11) 議案第154号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市浪岡女鹿沢公民館)
- (12) 議案第155号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園)
- (13) 議案第156号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市文化会館等)
- (14) 議案第157号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市民体育館等)
- (15) 議案第158号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市浪岡体育館等)
- (16) 議案第159号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森産業展示館及び青森市はまなす会館)

- (17) 議案第 160 号 公の施設の指定管理者の指定について
(北部地区農村環境改善センター)
- (18) 議案第 162 号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市八甲田憩いの牧場等)
- (19) 議案第 163 号 公の施設の指定管理者の指定について
(青森市観光交流情報センター)
- (20) 議案第 164 号 公の施設の指定管理者の指定について (ユーサ浅虫)
- (21) 議案第 165 号 字の区域の変更について
- (22) 請願第 5 号 物価高騰と新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願

4 所管事務の継続審査について

5 報告事項

- (1) 専決処分の報告について
- (2) 令和 5 年青森市中央卸売市場等初せり式の開催について
- (3) 令和 4 年度青森市はたちのつどい（成人式）開催について
- (4) 令和 4 年度全国学力・学習状況調査結果報告について

○出席委員

委員長	工藤 健	委員	柿崎 孝治
副委員長	万徳 なお子	委員	山本 武朝
委員	相馬 純子	委員	木戸 喜美男
委員	小熊 ひと美	委員	小倉 尚裕

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長	工藤 裕司	経済部次長	奈良 英文
市民部長	加福 理美子	農林水産部次長	中村 敦
経済部長	赤坂 寛	中央卸売市場長	白坂 孝志
経済部理事	横内 信満	浪岡振興部次長	小笠原 聡
農林水産部長	大久保 文人	教育委員会事務局教育次長	大久保 綾子
教育委員会事務局教育部長	小野 正貴	経済政策課長	太田 直樹
農業委員会事務局長	小笠原 訓史	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 猪 口 茂 樹

議事調査課主事 北 山 賢 臣

議事調査課主幹 吹 田 匠

○**工藤健委員長** ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。

本日は改選後初めての委員会ですので、案件に入る前に、委員の自己紹介及び部長級以上の理事者の紹介をお願いしたいと思います。

委員長の工藤健です。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、副委員長から順に、委員の皆さんの自己紹介をお願いいたします。

○**万徳なお子副委員長** 副委員長の万徳なお子です。よろしくお願いいたします。

○**相馬純子委員** 相馬純子です。よろしくお願いいたします。

○**柿崎孝治委員** 柿崎孝治です。よろしくお願いいたします。

○**小熊ひと美委員** 小熊ひと美です。よろしくお願いいたします。

○**木戸喜美男委員** 木戸喜美男です。よろしくお願いいたします。

○**小倉尚裕委員** 小倉尚裕です。よろしくお願いいたします。

○**山本武朝委員** 山本武朝です。よろしくお願いいたします。

○**工藤健委員長** 次に、理事者側から、部長級以上の職員の紹介をお願いいたします。

初めに、市民部をお願いします。

○**加福理美子市民部長** おはようございます。市民部長の加福理美子でございます。委員長はじめ委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○**赤坂寛経済部長** おはようございます。経済部長の赤坂寛です。よろしくお願いいたします。

○**横内信満経済部理事** おはようございます。経済部理事の横内です。よろしくお願いいたします。

○**大久保文人農林水産部長** 農林水産部長の大久保でございます。よろしくお願いいたします。

○**工藤裕司教育長** 教育長の工藤でございます。よろしくお願いいたします。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 教育部長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

○**小笠原訓史農業委員会事務局長** 農業委員会事務局長の小笠原でございます。よろしくお願いいたします。

○**工藤健委員長** 以上で、理事者の紹介を終わります。

本日は、議案に係る説明のため、浪岡振興部次長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

今期定例会において本委員会に付託されました議案 21 件及び請願 1 件について、ただいまから審査いたします。

議案第 142 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 議案第 142 号の説明に先立ちまして、本定

例会に議案を提出しております、公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て指定することになっております。

このたび、令和5年3月31日をもって指定期間が満了となる施設について、指定管理者の候補者を決定しましたことから、本条例に基づき、指定に係る議案について提出するものであります。

資料「公の施設の指定管理者の指定について」を御覧ください。

こちらの資料は、本常任委員会に係る施設の指定管理者の選定結果を取りまとめたものです。

初めに、このたびの指定管理者の募集期間といたしましては、令和4年8月1日から9月6日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、8月30日から9月6日まで応募の受付を実施いたしました。

なお、議案第142号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）」及び議案第158号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等）」に係る施設については、この期間に応募がなかったことから、募集内容を見直した上で再募集を行い、令和4年10月3日から10月14日まで応募の受付を実施したところです。

指定管理者候補者の選定に当たりましては、企画部次長を委員長とし、学識経験、財務等に識見を有する者及び各部局の次長職にある者で組織する青森市指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類に基づき、管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上対策及び収支計画等の審査項目について、点数化による客観的な評価を行い、候補者を選定いたしました。

指定期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間としております。

なお、青森市民美術展示館の指定期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、青森市民体育館の指定期間は令和5年4月1日から令和6年6月30日までの1年3か月間、青森市八甲田憩いの牧場の指定期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間としております。

本常任委員会に係る施設は、教育委員会事務局所管が20施設、経済部所管が12施設、浪岡振興部所管が1施設、農林水産部所管が3施設の合計36施設となっております。

今回選定された各施設の指定管理者候補者につきましては配付資料のとおりであります。このうち、指定管理者を公募した施設は24施設、施設間のネットワークや運用面での効率化の観点から、複数の施設を同一の指定管理者が一括管理する施設は23施設、いずれの施設も応募者は1者となっております。

網掛け部分の施設は、本常任委員会所管部以外が所管する施設ですが、本常任委員会所管部が所管する施設と一括管理されており、本常任委員会にて御審議いただくこととしております。

なお、議案第 161 号につきましては、民生環境常任委員会において御審議いただくこととしております。

それでは、議案第 142 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市中世の館）」御説明いたします。

議案第 142 号関係資料の青森市指定管理者選定評価委員会審査結果を御覧ください。

対象施設は、青森市中世の館及び浪岡城跡案内所であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、項目ごとに選定基準及び配点を設けており、大きく 5 つの項目に分類しますと、「1 管理運営全般について」は 30 点、「2 管理について」は 50 点、「3 運営について」は 50 点、「4 応募団体について」は 5 点、「5 効率性について」は 30 点としており、5 項目の合計で 165 点を満点としております。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、「1-d 財務の健全性」、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「大変よい」を満点、「全く不十分」を 0 点とする 6 段階で、各選定評価委員会委員が応募団体からの提案内容を項目ごとに評価しております。また、「1-d 財務の健全性」の採点基準につきましては、直近 3 事業年度の当期利益及び利益剰余金の状況によって、表に記載のとおり点数評価としており、一度でも債務超過の状態がある団体については応募資格がないものとし、利益剰余金がマイナスの場合は、審査の結果失格とする場合があります。

「5 効率性について」の採点基準につきましては、指定管理料基準額に対し、提案された指定管理料の経費縮減率によって、3 ページの表に記載のとおり配点としております。

なお、最低基準点につきましては、業務の質を一定以上に維持する観点から、選定基準項目のうち「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除き、「1-d 財務の健全性」における配点のうち 50% に当たる点数と、それ以外の選定基準項目をすべて「普通」とした点数の合計 77 点を最低基準点とし、応募者の合計得点がこれに満たない場合は失格としております。

「3 応募団体名」につきましては、特定非営利活動法人 N P O 婆娑羅凡人舎の 1 者となっております、現在の指定管理者であります。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、青森市選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、125.40 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数である 97.60 点が最低基準点である 77 点以上を獲得していることから、特定非営利活動法人 NPO 娑婆羅凡人舎が、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 142 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 中世の館の現在の指定管理者である特定非営利活動法人 NPO 娑婆羅凡人舎ですが、過去 2 回、指定管理者として指定されていると思いますが、それでよろしいですか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えします。

平成 20 年から指定を受けておまして、今回で 3 回目となります。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 直営で運営していて、指定管理者として受け継いだのが特定非営利活動法人 NPO 娑婆羅凡人舎です。以前の指定管理期間は 5 年間ですか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 5 年間単位での更新となっております。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 この間、浪岡地区において様々な活動を行う中で、認知されてきた団体です。例えば、中央児童館含め、8 つの児童館を運営しているのもこの団体です。

問題は、このような団体がなぜ再公募となったのか、この点についてお尋ねいたします。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えします。

令和 4 年 8 月 30 日から 9 月 6 日まで受付を実施いたしましたが応募はありませんでした。このことから、現在の指定管理者に応募しなかったのかについて問い合わせたところ、指定管理料が折り合わなかったので応募しなかったとの回答をいただきました。このため、指定管理料の基準額の積算内容について、精査させていただきました。この結果、外部委託料が当初の積算と乖離が大きかったということが判明しました。このことから、指定管理料の基準額を増額し、令和 4 年 10 月 3 日から 14 日まで再募集を行い、その結果、応募いただいたということとなります。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 一般質問でもありましたが、指定管理者の根本的な問題を議論しなければならないのではないかと考えております。議案第 142 号のほか、議案第 158 号の青森市浪岡体育館等についても、長年、指定管理者の指定を受けてきた団体が応募しなかったという経緯があります。この部分について、議論しなければならないのではないかと考えています。根本は、効率性の部分が多い比率を占めてまいります。

私は、4 年前の市議会議員の頃、健康の森花岡プラザの指定管理者について、県外の企業が応募して、当時、私は反対しましたがけれども、今回もまた、民生環境常任委員会に付託されておりますけれども、再募集ではなくて話し合いで決まったということも聞いております。

効率性の部分として、人件費も大きい割合を占めるとは思いますが、この点はどうでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

人がいて初めて運営管理ができるものですので、人件費の部分も比重として大きいものと考えております。

以上です。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 浪岡地区の公の施設について、指定管理者制度導入施設が、この中世の館であり、浪岡体育館であり、中央公民館、各児童館等ではありますが、これらを見て問題なのは、指定管理者として指定を受けた団体に雇用された若い世代の職員の人件費というのが 5 年間固定であって昇給がない。こういう部分が、この指定管理者制度において、最も重要な点であります。例えば、中世の館は、浪岡地区にとっては、中世の里、浪岡北畠、この拠点となる施設ということで、以前は学芸員の配置もありました。それが指定管理者制度の導入により、このような配置もなくなりました。そして、今回 3 度目の指定管理という中で、人件費を含めた経費の部分において、5 年間、全く昇給がない。例えば、25 歳で指定管理者となった団体に雇用され、これが 10 年経って 35 歳、また、これからの 5 年間で 40 歳、この間、全く昇給がないという状況もあるというのが指定管理の状況になっています。

今回の再公募に当たって、この配点の中を見ても、地元における様々な配点というのは、私はかなり高いものがあると思います。しかし、限られた予算の中で、本来の中世の館の設置目的である機能を果たしているかと言え、果たしていないと思います。これは、指定管理する団体が、本来はやりたいことがあるけれども、様々な財源の問題において、できていないのではないかという思いがいたします。

今回、再公募となった議案第 142 号、議案第 145 号、第 158 号において、なぜ再公募になったのか。そして、話し合いの中で合意をして、再募集に応募し、この契約

に至ったことは尊重されるべきものと思っています。この事業等において、モニタリング等も行っていると思います。その都度、問題点について、教育委員会等を含めて話し合いをして、その都度行っているものと思います。

この効率性の点数の部分を見ますと 22.8 点となっており、高い点数にはなっていません。

この点数についてのお考えを、お願いいたします。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 初めに、先ほど、特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎の指定管理者としての指定回数ですが、今回で3回目と申し上げましたが、正しくは今回で4回目となりますので、お詫びし訂正させていただきます。

次に、御質問にお答えいたしますけれども、この審査の要綱といいますか、どこの項目に何点を付けるかというのは、ひな形はあるものの、基本的には、指定管理者の選定評価委員会の中で決定されて、要綱として出ていくものでありますので、こちらが意図的に決めて出しているというものではありませんので、その点御理解いただきたいと思います。

以上です。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 管理上の全般について、管理運営について、また、最も重要な応募団体の本店の所在地。地元本店があるという部分で5点と配点されていることについては、非常に評価します。しかし、応募するに当たって、この効率性という部分の点数をある程度確保していかななくては、審査に当たって大きな点になってまいります。この点は、本市で行っているシーリング等の問題。市長の答弁では、シーリングによって、給食費無償化の財源に充てるなど、その部分において、全般的なシーリングを行っているとのお話がありました。そういう点も含め、この指定管理の効率性、収支計画。最後は、この点が大きな要素を占めるのではないかと。こういう点は、ぜひ今後議論をしていきたいと思っております。私は、決して今回のこの議案に反対するとか、異議を申し立てるとか、そういうものではなくて、なぜ再公募となり、その結果、話し合いの中で何をもって応募しようということになったのかという点を聞きましたら、外部委託料の部分の話をしたということでした。これは、人件費の上乗せという部分ではなかったのでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

人件費の部分につきましては、会計年度任用職員と比較をしたときに、通勤手当の関係が付いていなかったという点もありましたので、その点も若干増額させていただいたところでもあります。

以上です。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 指定管理者候補者は、様々な自主事業も行っています。ともすれば、その自主事業によって得られた収益、これをどういう形で分配をしていくのか、こういった点も指定管理者制度の中で、今後、議論されていい部分ではないのか。公の施設内での様々な活動による収益を、人件費に充てるとか、こういう部分が難しいという現状があります。この点は、指定管理者制度全体の問題になってきますので、最も有効な指定管理者の指定、そして、公募に当たっての様々な取扱いについて、これから議論していきたいと思います。

私からの意見は以上です。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 審査結果の「2 管理について」の福祉に関する取組について、確認をさせてください。

応募された団体の得点だと思うんですけども、3点で最低基準でした。摘要のところに障害者雇用への取組提案ありということなんですけれども、今現在、障害者の方は雇用されているのかどうかと、どのような提案があったのか、伺いたいと思います。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

まず、現在、障害者雇用があるのかという点については、現在はありません。

提案内容でありますけれども、読み上げさせていただきますと、障害者施設と連携を図り、仕事の内容などを検討し、体の不自由な人の雇用を考えます。さらには、障害者にとって働きやすい環境を常に考え、実践していくようにしたいと考えますという提案がありまして、摘要欄にこのような記述をしたものであります。

以上です。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 手を挙げられた団体は今回で4回目ということでしたので、今回の障害者雇用への取組の提案を受けて、ぜひ、障害者の雇用について、前向きに検討していただいて、雇用していただければと思います。体の不自由な方を採用することを考えているということでしたので、正直、中世の館という公の施設がどのような施設になっているか存じませんが、バリアフリーに向けても、施設の障害者雇用に向けての準備等もお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 142 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**工藤健委員長** 次に、議案第 145 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター）」及び議案第 146 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター）」の計 2 件の議案については、当該公の施設が同一の条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 議案第 145 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市油川市民センター）」及び議案第 146 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市荒川市民センター）」につきましては、青森市市民センター条例で位置づけられた施設として関連がありますので、一括して御説明いたします。

「議案第 145 号関係資料」及び「議案第 146 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市油川市民センター及び青森市荒川市民センターであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を 4 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」は 20 点、「2 管理について」は 50 点、「3 運営について」は 40 点、「4 効率性について」は 25 点としており、4 項目の合計で 135 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、66 点としております。

3 ページを御覧ください。

指定管理者の募集に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針の非公募要件である、地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できることから、非公募としたものであり、「3 応募団体名」につきましては、青森市油川市民センターが元気町あぶらかわ市民センター運営協議会、青森市荒川市民センターが青森市荒川市民センター管理運営協議会となっており、いずれも現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、3 ページから 4 ページにかけての表に記載のとおりとなっており、それぞれの応募団体の得点の合計は、青森市油川市民センターが 93.90 点、青森市荒川市民センターが 94.10 点となっております。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、いずれも、応募資格を満たしていること、また、「効率性について」を除いた得点が最低基準点

の 66 点以上を獲得していることから、各応募団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 145 号及び議案第 146 号について、一括して御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

まず、議案第 145 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 145 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第 146 号について採決いたします。

議案第 146 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 146 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第 147 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市東部市民センター）」から議案第 155 号「公の施設の指定管理者の指定について（青青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園）」までの計 9 件の議案については、当該公の施設が同一の条例により設置されているものであり、関連がありますので、一括議題といたします。

なお、採決は議案ごとに行います。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 議案第 147 号から議案第 155 号まで計 9 件の議案につきましては、青森市公民館条例に位置づけられた施設として関連がありますので、一括して御説明いたします。

「議案第 147 号関係資料」から「議案第 155 号関係資料」までの「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」につきましては、青森市東部市民センター、青森市大野市民センター、青森市横内市民センター、青森市戸山市民センター、青森市浪岡北中野公民館、青森市浪岡本郷公民館、青森市浪岡野沢公民館、青森市浪岡女鹿沢公民館、青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園であります。青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、先ほど御説明いたしました議案第 145 号及び議案第 146 号と同様となっております、合計で 135 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、66 点としております。

3 ページを御覧ください。

指定管理者の募集に当たりましては、議案第 145 号及び議案第 146 号と同様の理由から非公募としたものであり、「3 応募団体名」につきましては、順に、青森市東部市民センター管理運営協議会、青森市大野市民センター管理運営協議会、青森市横内市民センター管理運営協議会、青森市戸山市民センター管理運営協議会、青森市浪岡北中野公民館管理運営協議会、青森市浪岡本郷公民館管理運営協議会、青森市浪岡野沢公民館管理運営協議会、青森市浪岡女鹿沢公民館管理運営委員会、青森市浪岡大杉公民館管理運営協議会となっております、いずれも現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、3 ページから 4 ページにかけての表に記載のとおりとなっております、それぞれの応募団体の得点の合計は、青森市東部市民センターが 94.71 点、青森市大野市民センターが 91.24 点、青森市横内市民センターが 91.85 点、青森市戸山市民センターが 90.22 点、青森市浪岡北中野公民館が 99.16 点、青森市浪岡本郷公民館が 99.90 点、青森市浪岡野沢公民館が 99.16 点、青森市浪岡女鹿沢公民館が 98.43 点、青森市浪岡大杉公民館及び大杉公園が 99.16 点となっております。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、いずれも、応募資格を満たしていること、また、「効率性について」を除いた得点が最低基準点の 66 点以上を獲得していることから、各応募団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 147 号から議案第 155 号までの計 9 件の議案について、一括して御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子副委員長 議案第 149 号の横内市民センターについて、一昨年、敷地内にある樹木が枯れてしまって、こちらの指定管理者にどのようにされるんですかと聞いたら、分かりませんと言われ、中央市民センターの所長さんが所長を兼ねているということで対応していただき、しばらく経ってから伐採していただいたんですが、本来は指定管理者がする仕事じゃないかなと思うんですが、御見解をお示しくください。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 お答えいたします。

基本的には、指定管理者のほうで行ってもらうんですが、かなり高額となる場合等については、中央市民センター側で行ったりということで、協議しながら対応しているところです。

以上です。

○工藤健委員長 万徳委員。

○万徳なお子副委員長 申しあげましたように、私が指定管理者にお話ししたら、分かりません、中央市民センターに言ってくださいと言われていたので、今後はそういうことのないように、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 初めに、先ほども質問いたしました福祉に関する取組なんですけれども、基準点についてはそれぞれ3.8点というところもありますが、摘要のところを見ますと、車椅子の貸出し等、適切に対応していく提案ありと書かれています。市民センターは、いろんな障害がある方も御利用されると思うんですけれども、車椅子の貸出しや設置、それから聴覚障害の方に対しては、文字情報とか、そういう障害者に対する合理的配慮については、どのようになっているのかというのは、結構大きい話になってしまうんですけれども、車椅子は全ての施設に設置されているものだと思っていましたが、その状況についてお聞かせください。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 御質疑にお答えいたします。

大変申し訳ありませんが、今この場で確認することはできません。

以上でございます。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 できれば、確認をしていただいて、市民の方が利用なさる設備ですので、障害者の方にとって利便性の良い施設になることを望みますので、少なくとも車椅子の設置は全ての施設に、様々な障害に対応するような合理的な配慮をしていただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一つ確認したいのですけれども、福祉に対する取組と同様に、管理についての職員の雇用、労働条件についてというところの点数が比較的低いなと思っておりました。摘要のところを読みますと、労働条件の向上に努める提案ありというのが多い内容になっているんですけれども、各施設から、どのようところが課題で、どのように取り組んでいくという提案があったのか教えていただきたいと思えます。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 大変申し訳ございません。

後ほど、皆様のほうにどういう提案があったのか、お知らせしたいと存じます。

以上です。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 147 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 147 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 148 号について採決いたします。議案第 148 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 148 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 149 号について採決いたします。議案第 149 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 149 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 150 号について採決いたします。議案第 150 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 150 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 151 号について採決いたします。議案第 151 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 151 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 152 号について採決いたします。議案第 152 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 152 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 153 号について採決いたします。議案第 153 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 153 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 154 号について採決いたします。議案第 154 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 154 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 155 号について採決いたします。議案第 155 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 155 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第 156 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市文化会館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 議案第 156 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第 156 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市文化会館、青森市民ホール、青森市民美術展示館、青森市合浦亭、青森市文化会館地下駐車場及び青森市民ホール駐車場であり、運用面での効率化や事業の相乗効果を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のとおり配点としており、合計で 177 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) の個別項目採点基準」につきましては、先に説明のあった他の施設と内容が同じでありますことから、説明を割愛させていただきます。

3 ページを御覧ください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、一般財団法人青森市文化観光振興財団の一者となっております、現在の指定管理者であります。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の得点の合計は、125.48 点となっております。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることから、同団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、ただし、青森市民美術展示館は令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間、指定管理者候補者として選定されたところであ

ります。

以上、議案第 156 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 157 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第 157 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市民体育館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 議案第 157 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第 157 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森市民体育館、青森市民室内プール、青森市屋内グラウンド、青森市宮野球場、青森市宮庭球場、青森市スポーツ会館、青森市スポーツ広場であり、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を 5 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」が 30 点、「2 管理について」が 55 点、「3 運営について」が 40 点、「4 応募団体について」が 5 点、「5 効率性について」が 30 点としており、合計で 160 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては 74 点としております。

3 ページの一番下の「3 応募団体名」につきましては、オカモト・角弘・青森放送・東洋建物共同企業体の一者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、応募団体の得点の合計は、1 枚おめくりいただきまして 5 ページになりますが 114.68 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など評価のポイント

トを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数 89.43 点が最低基準点 74 点以上を獲得していることから、同団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、青森市民体育館については令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 157 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子副委員長 4 ページの実績が 0.75 と低いのは、恐らくアリーナに関連する新しいところだからなのかなと思ったのですが、この 0.75 が最低基準点を下回っていても、合計点数でクリアしているからオーケーという理解でよろしいでしょうか。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 議員おっしゃるとおりでありますけれども、同種の施設管理業務の実績が 0.75 と低いですが、新規参入の場合はこの評価基準上 1 点、そして、継続して指定管理者となった場合にはモニタリングによって加点されることになっております。新規参入の場合、まず 1 点というところでのスタートになるということをお承知おきいただければと思います。

以上です。

○工藤健委員長 万徳委員。

○万徳なお子副委員長 反対するものではないのですが、とりわけプールは大変リスクの高い施設ですので、新しいところをお願いするとなれば、ぜひ担当課の目配りもよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 ほかに発言はありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 文教経済常任委員会に付託されている議案の中で、本店の所在地の部分の配点が 5 点満点である中、4 社 J V での提案ということで、3.75 点と満点となっていないのはこの議案だけです。一方で、財務の健全性は 9.50 点と、非常に高い点数となっております。民間の企業の決算等に準じて、このように配点が高くなっていると思いますが、この部分について説明を求めます。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 今回御提案いただいている企業体ですが、角弘さん、青森放送さん、東洋建物管理さんということで、それぞれ財務状況もいい事業者で市内でも、比較的大規模な企業だということが挙げられると思います。そのほか、

オカモトさんも、全国でスポーツ施設等を管理しているということもありまして、（仮称）青森市アリーナの指定管理者でもあるんですけれども、そういったところで財務環境は良好なのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 弘前市でも、例えば文化会館等を含め、指定管理者の指定の案件は非常に議論を呼んでいました。長年、地元の団体に指定管理をお願いしてきた以上は引き続きお願いすべきか、また、本市のように、外部の力を借りながら新しい運営を担っていく、これも提案としてあってよいものと思っています。

今回の提案は、1団体だけだったのでしょうか。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 議員の御指摘のとおり1社のみであります。

以上です。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今後、このように外部の企業の力を借りながら運用することと、残念ながら民生環境常任委員会に付託されている健康の森花岡プラザの指定管理者の指定に関する質疑は出来ないのも非常に残念なんですけれども、そういった面で、本店の所在地について5点満点ではなくて、3.75点である点を、今後、注視していきたいと思っています。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第157号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第157号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第158号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡体育館等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。浪岡振興部次長。

○小笠原聡浪岡振興部次長 議案第158号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第158号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」は、青森市浪岡体育館、浪岡総合公園、浪岡野球場、浪岡庭球場、浪岡陸上競技場、浪岡相撲場の6施設であり、一括管理するものであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で155点を満点としております。

2ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、2ページから3ページにかけての記載のとおりとなっております。

3ページを御覧ください。

最低基準点につきましては、中段に記載しているとおり、71点としております。

次に、一番下の「3 応募団体名」につきましては、浪岡青い森スポーツ協議会の一者となっております、現在の指定管理者であります。

4ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、応募団体の「得点」の合計点は、110.99点となっております。

5ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、4ページの審査結果表の項目のうち、「4 応募団体について」及び「5 効率性について」を除いた点数が84.51点であり、最低基準点71点以上を獲得していることから、同団体が令和5年4月1日からの5年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第158号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 運営についてのうち市民の平等な利用を確保するための方針とあります。浪岡地区は、近隣の黒石市、平川市、それぞれ体育館やアリーナがありますけれども、基本は市民が利用し、仮に空きがあるのであれば、他の市町村の利用者も認めるということになっています。

まず、この点の本市の基準というものはあるのでしょうか。

○工藤健委員長 浪岡振興部次長。

○小笠原聡浪岡振興部次長 御質疑にお答えいたします。

市民の部分に関しましては、使用料が条例で決まっております。その中で、他市町村の利用者に関しましては、使用料が若干高額になっておりますので、他市町村の利用者といたしましては、なかなか使いにくい部分はあるかもしれません。

以上です。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 浪岡地区には、利用できる施設等の数が非常に多いです。例えば、克雪センターであり、体育館であり、浪岡地区だけではなくて旧青森市域の団体からも申込みがあるというような状況であり、その中で、他の市町村の団体からも申込みがあつて、その方々から、利用できて非常にありがたいというようなお話を耳

にします。

今のお話の中で、問題は利用料に違いはあるにせよ、青森市民が優先されているのかどうなのか。利用するに当たっての申し込みが非常に多い中で、抽せんという場合も多いと思うんですけども、原則という部分で、議論した経緯はあるんでしょうか。

○工藤健委員長 浪岡振興部次長。

○小笠原聡浪岡振興部次長 お答えいたします。

審査の中にもありますが、優先順位に関しましては、あくまで予約順と私は記憶しておりますので、それ以外での公平性に関しましては、阻害してないものと認識しております。

○工藤健委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 なぜこのようなお話をするかというのは、小中学校の部活動がクラブ化へ移行しており、その際、各団体の施設の利用について議論になっています。したがって、運営に関する配点は5点中3点となっているのは、浪岡地区というのは近隣の市町村とも良好な関係があったので、市民だけではなく、そういう団体の使用も認めてきたということだと思います。これは決して否定しません。これから、小・中学校の部活動がクラブ化に移行して、そのような団体が望む施設の利用に当たっては、黒石市、そして平川市のように、市民が優先であり、空いているのであれば、他の市町村の団体の使用を認める等の優先順位をつける必要があるのではないかと。今現在は、予約順というケースもありますし、また、抽せんというケースもあります。今後、議論をする場が必要なのではないかとという点も含めて、反対するものでもありませんが、先ほども申しましたが、これも再公募でした。特に、体育館等は、電気を含め光熱水費等が高騰している中で、この部分をどういう形で負担をするのか、これは、今現在の運営においても大きな部分を占めています。こういった部分もしっかり協議をして、再公募に当たったのかなという感じがいたします。配置されている指定管理者の担当職員を見ますと、様々なスポーツに関わった方が役割を果たしてもらっており、浪岡地区にとっては、これも一つの財産であるので、こういう点をぜひ守っていただきたい。なぜ再公募に至ったのか、こういう点を考えていただき、これからの運営を注視してまいりたいと思います。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第158号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 158 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第 159 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森産業展示館及び青森市はまなす会館）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 議案第 159 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

議案第 159 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第 159 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、青森産業展示館、青森市はまなす会館であり、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、表に記載のと通りの配点としており、合計で 155 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) の個別項目採点基準」につきましては、2 ページから 3 ページにかけての記載のとおりとなっております。

3 ページを御覧ください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、一般財団法人青森市産業振興財団の一者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております。応募団体の「得点」の合計は、110.25 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることから、同団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 159 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 159 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**工藤健委員長** 次に、議案第 160 号「公の施設の指定管理者の指定について（北部地区農村環境改善センター）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**小野正貴教育委員会事務局教育部長** 議案第 160 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第 160 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

「1 対象施設」につきましては、「北部地区農村環境改善センター」であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、先ほど御説明申し上げました議案第 145 号等と同様となっております、合計で 135 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、66 点としております。

3 ページを御覧ください。

指定管理者の募集に当たりましては、議案第 145 号等と同様の理由から非公募としたものであり、「3 応募団体名」につきましては、青森市北部地区農村環境改善センター管理運営協議会となっております、現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」につきましては、3 ページから 4 ページにかけての表に記載のとおりとなっております、青森市指定管理者選定評価委員会委員の採点の平均値である応募団体の「得点」の合計は、91.22 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容等を記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

最後に、選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、最低基準点以上の点数を獲得していることから、同団体が令和 5 年 4 月 1 日からの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 160 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**工藤健委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 160 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**工藤健委員長** 次に、議案第 162 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市八甲田憩いの牧場等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 議案第 162 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第 162 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、モヤヒルズ、青森市八甲田憩いの牧場、合子沢記念公園であり、利用者の利便性の向上を図るため、一括で管理を行わせることとしております。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を 5 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」30 点、「2 管理について」50 点、「3 運営について」45 点、「4 応募団体について」5 点、「5 効率性について」30 点としており、合計で 160 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、74 点としております。

3 ページを御覧ください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、一般財団法人青森市文化観光振興財団の一者となっており、現在の指定管理者であります。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、応募団体の「得点」の合計は、117.71 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数が最低基準点以上を獲得していることから、同団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、青森市八甲田憩いの牧場については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 162 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**工藤健委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子副委員長** 八甲田憩いの牧場の指定期間が3年間となっていますが、何かありましたか。確認させてください。

○**工藤健委員長** 農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 八甲田憩いの牧場については、3年間の指定期間としております。

これにつきましては、市として八甲田牛の消費拡大、生産拡大に取り組んでいるところでありまして、この関連施設といたしましては、もう一つ、市営牧野があります。

こちらの施設も指定管理を行っておりまして、現在、別な指定管理を行っておりますが、八甲田牛の繁殖から肥育、生産販売まで、一貫した肥育環境を整えたいと考えておりまして、現在の市営牧野の指定管理期間が満了するのに合わせて、いずれ一体の管理をしたいと考えておりまして、今回は3年の指定管理期間とさせていただきます。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 他に発言はありませんか。相馬委員。

○**相馬純子委員** 福祉に関する取組について伺います。最低基準点3点なのですが、候補者は2.71点と最低基準点を下回っています。その理由を伺いたいと思います。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 福祉に関する取組の点でありますけれども、モヤヒルズにつきましては現在、施設の性質上、機械作業や屋外作業が多く、障がい者を雇用するというのはなかなか難しいといった部門であります。そういった観点から、積極的に障害者の雇用について記述することが困難だったということで、2.71点というような評価になったものと承知をしています。

一方で、候補者からの提案では、障害のある方を雇用しますというような御提案はいただいております。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第162号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第162号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**工藤健委員長** 次に、議案第163号「公の施設の指定管理者の指定について（青

森市観光交流情報センター)」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 議案第 163 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第 163 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設につきましては、青森市観光交流情報センターであります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を 7 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」30 点、「2 管理について」50 点、「3 運営について」20 点、「4 観光・交通情報の提供について」35 点、「5 交流の推進について」15 点、「6 応募団体について」5 点、「7 効率性について」35 点としており、合計で 190 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、89 点としております。

3 ページを御覧ください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、公益社団法人青森観光コンベンション協会の一者となっております。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっております。応募団体の「得点」の合計は、1 枚おめくりいただきまして 5 ページになりますが、129.77 点となっております。

なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数である 100.85 点が最低基準点である 89 点以上を獲得していることから、同団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 163 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 最低基準点を下回っている理由について伺います。

職員の雇用・労働条件が 2.5 点、福祉に関する取組が 2.3 点となっております。その理由をお願いします。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** まず、職員の雇用・労働条件について基準点を下回った理由であります。人件費につきましては、職員の総人員は市の基準人員と同数で御提案いただいておりますが、そのうち、施設管理者の1名分の人件費を受託者が負担するという提案になっております。そのことによって浮かした人件費を、運営のほうに活用するというような提案になっておりますので、そういった部分で人件費のほうは基準点を満たしておりませんが、運営のほうが充実していくというような提案ということでもあります。

次に、福祉に関する取組で基準点を下回った理由についてであります。今回選定された指定管理者は、現在の指定管理者でありまして、令和5年4月1日からの指定期間におきましても、観光案内に必要な知識経験や語学を有する、具体的に言いますと英検2級以上の職員ということで、提案いただいておりますけれども、その方を継続して雇用するというようにしておりますので、障害のある方ではないということもあり、今のところ障害に関する積極的な提案がないという部分で、このような点数になっております。今後、欠員が生じた場合は、新たな職員を採用することになりますので、検討を打診していきたいと考えております。

以上です。

○**工藤健委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** 雇用と労働条件について、施設長の人件費を施設の予算で賄うということですか。すみません、理解出来なかったです。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** こちらの候補者でありますけれども、青森観光コンベンション協会となっております。近隣の施設では、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」も指定管理者として管理しておりますし、そういった部分で施設の管理者を兼務するといえますか、候補者側で負担しても大丈夫という御提案であります。

以上でございます。

○**工藤健委員長** 相馬委員。

○**相馬純子委員** ありがとうございます。ただし、それが雇用と労働条件の配点基準になるかどうか私は疑問です。

○**工藤健委員長** 経済部理事。

○**横内信満経済部理事** 私が申し上げたのは実態でありまして、結果、候補者からの提案が人件費について低く提案されておりますので、評価上は落ちるという仕組みであります。

以上です。

○**工藤健委員長** 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**工藤健委員長** なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 163 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 163 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第 164 号「公の施設の指定管理者の指定について（ユーサ浅虫）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。経済部理事。

○横内信満経済部理事 議案第 164 号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明いたします。

「議案第 164 号関係資料」の「青森市指定管理者選定評価委員会審査結果」を御覧ください。

対象施設は、ユーサ浅虫であります。

次に、「2 選定方法」につきましては、「(1) 選定基準及び配点」の表に記載のとおり、評価項目を 5 項目とし、それぞれの選定基準及び配点では、「1 管理運営全般について」35 点、「2 管理について」50 点、「3 運営について」45 点、「4 応募団体について」5 点、「5 効率性について」30 点としており、合計で 165 点を満点としております。

2 ページを御覧ください。

「(2) 個別項目採点基準」につきましては、記載のとおりとし、最低基準点につきましては、1 枚おめくりいただきまして 3 ページになりますが、77 点としております。

3 ページを御覧ください。

一番下の「3 応募団体名」につきましては、一般財団法人青森市文化観光振興財団の一者となっており、現在の指定管理者であります。

4 ページを御覧ください。

「4 審査結果」につきましては、表に記載のとおりとなっており、応募団体の「得点」の合計は、124.84 点となっております。なお、表の一番右の摘要欄には、応募団体からの主な提案内容など評価のポイントを記載しておりますので、御参照ください。

5 ページを御覧ください。

選定結果につきましては、「7 選定理由」に記載のとおり、応募資格を満たしていること、また、「応募団体について」及び「効率性について」を除いた点数 97.14 点が最低基準点 77 点以上を獲得していることから、同団体が令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理者候補者として選定されたところであります。

以上、議案第 164 号について御説明いたしました。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 収支計画のところで、摘要欄に自主事業を積極的に行い、収益を確保する提案ありと書いてありますけれども具体は何か教えてください。ユーサ浅虫は、今年改装事業があったと思うんですけれども、改装して販売といったことに関連があるかどうか教えてください。

○工藤健委員長 経済部理事。

○横内信満経済部理事 ユーサ浅虫でありますけれども、委員御紹介のとおり、今年の7月にリニューアルオープンいたしまして、今期から利用料金制を導入する施設ということもありまして、自主事業を積極的に展開していくということになっております。具体的に何をやるかというのはこれからの検討ということになりますけれども、自主事業を積極的に展開するということでの御提案をいただいております。

以上です。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 164 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 164 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○工藤健委員長 次に、議案第 165 号「字の区域の変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 議案第 165 号「字の区域の変更について」御説明いたします。

資料①を御覧ください。

本案については、青森県が実施している土地改良事業である幸畑地区経営体育成基盤整備事業により、農地や農道及び水路の一体的な基盤整備が終了し、従来、字界としてきた農道や水路の位置が変更となったことから、これに伴い「字の区域の変更」を行うものであります。

資料②を御覧ください。

当該整備事業の位置及び概要をお示ししております。

同事業については、青森県が平成 26 年度から事業着手し、既に農地の区画、農道、水路の工事が完了しており、今後行われる農地所有者の確定や土地の登記事務

を行い、令和6年3月末の完了を予定しております。

資料③を御覧ください。

当該整備事業着手前の字界図と着手後の字界図となっております。

右側の着手後の字界図において、当該整備事業に伴う字の区域の変更部分を斜線で着色してお示ししております。

まず、桃色の部分に斜線を引いて示している部分が、筒井字八ツ橋、大矢沢字野田から幸畑字唐崎に編入する区域となります。

次に、黄色の部分に斜線を引いて示している部分が、幸畑字唐崎から大矢沢字野田に編入する区域となります。

議案第165号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第165号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「物価高騰と新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。経済部長。

○赤坂寛経済部長 請願第5号「物価高騰と新型コロナの影響から事業者の営業を守るための給付金を求める請願」につきまして、市の考え方を御説明申し上げます。

請願第5号につきましては、物価高騰と新型コロナウイルスの影響が発生している事業者に対して、支援を目的とした直接的な給付金事業を行うこと。この給付金事業は、影響が出ているすべての事業者に届くようにし、申請はできるだけ簡素にすることという内容であります。

現在、コロナ禍に加え、燃料価格の高騰により経営環境が悪化している状況を踏まえ、国においては、エネルギー・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある生活者・事業者への支援として、令和5年1月以降、標準的な世帯においては総額4万5000円の負担軽減を図ることとしております。また、県においては、県内中小企業者等に対し、事業継続の下支えを図るため、令和4年1月から12月までの間で連続する2か月の合計収入が、令和元年から令和3年までのいずれかの年の同期比で30%以上減少しているなどの法人にあっては10万円、個人事業主にあっては5万円の支援金を給付することとしております。

本市の市内中小企業者への支援としては、青森県経営安定化サポート資金において、融資対象に物価高騰の影響を受けている県内中小企業者も加え、信用保証料の全額補助の実施、さらには、令和4年第4回青森市議会定例会開会日に、全会一致で御議決いただいた予算総額約15億6200万円となるプレミアム付商品券事業を令和5年1月7日から実施することとしており、市民生活への応援と、その消費喚起による商品券取扱事業者及びその取引事業者も含めた広範な波及効果が見込まれ、その効果額も直接経費以上となることが期待されているところです。

以上のことから、国・県において、物価高騰対策における事業者支援を行うこと。本市では、市民と商品券取り扱い事業者及び取引事業者など、波及効果が広範でその効果額も直接経費以上となるが見込まれるプレミアム付商品券事業を実施することから、直接的な事業者支援を行うことは考えておりません。

以上でございます。

○工藤健委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子副委員長 意見を言います。

国や県の制度があるという説明でしたが、あくまで市の支援を求める請願でありますし、市のプレミアム付き商品券は来年2月で終わるといいますから、引き続き、事業者支援を行うことはあると思います。

現在の物価高騰、あるいは燃料費の高騰が収まる見込みが見えておりません。ぜひとも、この請願は採択すべきものと申し上げます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 先ほどの説明の中で、プレミアム付き商品券による波及的な効果、直接給付よりも効果があるという発言がありましたけれども、プレミアム付き商品券は何回かやっていたので、直接的に事業者の方に給付するよりも効果があったというデータがあったら御紹介願いたいです。

○工藤健委員長 経済部長。

○赤坂寛経済部長 プレミアム付き商品券事業の経済波及効果についてのお尋ねにお答えをいたします。

今年度、第1回目でありましたけれども、実施しました販売総額は約36億円程度の事業効果がありました。先ほど説明しましたように、この先に、例えば、小売店で買ったとするとそこに納める事業者さんがあるといった二次波及効果までは、私ども把握するすべもありませんので、そういったところまでは把握しておりませんが、今回、地元応援券ということで、市内に本店がある事業者にしかならないというものも合わせて5000円を上乗せし、そうした後押しを手厚くしておりまして、そういった形で、より多くその市内の事業者の方々に支援が行き渡ったものと認識しているところであります。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 プレミアム付き商品券によって、支援を受けられた方もいらっ

しゃるとは思うんですけれども、この請願の内容にありますように、直接的な支援事業を事業者は切実に求めているという文言からも、プレミアム付き商品券によって、間接的な支援を受けられない事業者も確実にいらっしゃると思うんです。先ほど万徳委員が話されたように、プレミアム付き商品券が終了した時点でもいいですので、市としての直接的な支援をぜひお願いしたいと思います。

市内を歩いていても、お店が少なくなっている現状について、市民の方々から声が上がっていますので、青森市内の事業者の営業を守るために、青森市独自の支援策の実施を強く要望いたします。

○工藤健委員長 山本委員。

○山本武朝委員 物価高騰とコロナ禍の中で、事業者さん、中小企業、零細企業の方は本当に影響が出ています。私も、様々なところで声を聞いているわけです。

先ほどのプレミアム付き商品券は、私も直接、地域応援券が本当に助かるという声を商店街の店主の方から、新規のお客さんが買いに来てくれて本当にありがたいと。売上も見込めるし、特に、暇になるであろう1月、2月に来てもらえるのは希望ですというお言葉をいただきました。

先ほど、市側の説明で、国・県・市とそれぞれ支援のメニューがあり、この2年は様々、支援がありました。国からは大きな金額で、事業継続のための給付金とか、個人に20万円とか、力強いメッセージをコロナ禍当初の1年目、2年目は出てきたわけではありますが、最も財源的に厳しいのは御承知のように市であります。限られた財源の中、国が手立てする様々な交付金を活用しながらやらなければならない。一般財源を使ってしまつては、最終的には市民の皆様の税負担につながることでありますので、急ぎの場合は基金を取崩しながら事業へ回しながらやっているわけではありますが、やはり財源が明確にない中で直接的な給付金ですから、お金を出せということです。

我々は、持続可能な行財政運営を担っている部分もありますので、今大変だからお金を全部出せと、ストレートにそのまま行かないところが苦しいところであります。

よって、全ての事業者に直接的な給付金として支援することは、財源の手立てを含めて、現時点では私も難しいと思いますので、この請願に対しては心苦しいところではありますが、反対いたします。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第5号については、不採択とすべきとの御意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第5号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

〔賛成者起立〕

○**工藤健委員長** 起立少数であります。

よって、請願第5号については、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において、本委員会に付託されました議案及び請願の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

会議が1時間30分を超えましたので、この際、暫時休憩いたします。

再開は、午後1時30分といたします。

午後1時19分休憩

午後1時26分再開

○**工藤健委員長** 次に、本委員会の所管事務の継続審査についてを議題といたします。

本件については、閉会中も他都市の先進事例の調査等を行えるよう議決するものであります。

お諮りいたします。

「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、審査終了まで閉会中の継続審査とすべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**工藤健委員長** 御異議なしと認めます。

よって、「所管事務の継続審査について」に記載の所管事務については、審査終了まで閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

次に、報告事項に入ります。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。農林水産部長。

○**大久保文人農林水産部長** 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の概要については、令和3年12月4日土曜日、午後4時55分頃、東北縦貫自動車道弘前線下り、浪岡ICから青森IC間において、浪岡方面から青森方面へ走行中の車両が、市管理用地の農道法面からの倒木に接触しフロントバンパー等を損傷したものであります。

賠償につきましては、令和4年8月19日に損害賠償請求訴訟として提起され、これまで口頭弁論等が行われてきたものです。

今般、青森地方裁判所から、市は相手方に対し、車両修理費として67万3453円のうち4.5割の30万3053円を負担するよう和解勧告が出されたことから、これを受け入れ、令和4年12月7日に専決処分をし、同日和解が成立しております。

なお、損害賠償については、市が加入している道路賠償責任保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和5年青森市中央卸売市場等初せり式の開催について」報告を求めます。農林水産部長。

○大久保文人農林水産部長 「令和5年 青森市中央卸売市場等初せり式」の開催について、御報告いたします。

資料を御覧ください。

青森市中央卸売市場及び公設地方卸売市場では、毎年、その年の活発な取引と、市民の皆様への安全かつ新鮮な生鮮食料品等の安定供給、さらには市場関係者の発展を祈願するため、初せり式を行っております。

令和5年は、1月4日水曜日の午前9時45分から、花き部の初せり式を公設地方卸売市場棟の卸売場において行い、翌1月5日木曜日は午前5時から、水産物部の初せり式を中央卸売市場棟の水産卸売場において、また、午前6時15分から、青果部の初せり式を青果卸売場において行うこととしております。また、初せり式には、市議会議長をはじめ、御来賓並びに市場関係者の皆様に御参集いただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、年初めのお忙しい時期とは存じますが、市場の活性化を共に祈願していただきたく、初せり式に御参加くださいますよう御案内申し上げます。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和4年度青森市はたちのつどい（成人式）開催について」報告を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 令和4年度青森市はたちのつどい（成人式）について御報告申し上げます。

委員の皆様には、先日、御案内を差し上げておりましたが、改めまして、来年1

月に開催いたします、令和4年度はたちのつどい（成人式）の実施概要について御報告申し上げます。

今年度、民法改正による成年年齢の引下げがあったところですが、対象については、これまでどおり、二十歳を迎える方とし、今年度からは、名称を「はたちのつどい」と変更して開催することといたしました。

お手元の資料を御覧ください。

まず、開催日時、対象者及びテーマについてであります。令和5年1月8日日曜日の午前11時から開催いたします。

対象者は、平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、テーマは、「Bon Voyage！（ボン・ボヤージュ）」とし、「人生を船旅に例え、困難をも楽しみながら未来への航路を切り拓いてほしい。良い旅となるよう励みたい」との思いが込められております。

次に、式典会場についてであります。昨年度に引き続き、市内20か所の会場での分散開催としており、青森地区の市立中学校出身の方につきましては、各出身中学校での開催。浪岡中学校出身の方につきましては、青森市中世の館での開催。青森市立中学校出身以外の方などにつきましては、アウガ5階、男女共同参画プラザAV多機能ホールでの開催となっております。また、各会場の企画・運営につきましては、会場ごとに実行委員会を組織し、様々な工夫を凝らしながら企画・運営を行うこととしております。

次に、式典等の開催内容についてであります。別添の開催内容のとおり、式典につきましては、各会場共通の基本的な内容といたしまして、オープニングビデオから始まり、開会の言葉、市長からの言葉、参加者代表の言葉、最後に閉会の言葉で締めくくる運びとなっております。また、アトラクションにつきましては、当時の先生方からのメッセージや校内散策など、会場ごとに実行委員会が企画した催物が準備されております。

式典に御出席いただけます委員の皆様におかれましては、年始のお忙しい時期ではありますが、コロナ禍という近年まれに見る厳しい社会情勢の中で、困難に立ち向かっていこうとする二十歳を迎える方の門出を祝福していただければ幸いに存じます。

以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 中学校単位で分散するのは、コロナ対策という意味合いではないのでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 分散開催についての御質疑にお答えいたします。

昨年度の実施結果を踏まえまして、今年度の開催方法などについて検討してきたところでありすけれども、令和4年度の成人式につきましては、1つに、昨年度の式典参加者などに行いましたアンケート結果が、おおむね好評だったこと、2つに、家族はもとより、地域全体で祝い、励ましてもらうことによって、二十歳を迎える方に、地域との関わりを再認識もしてもらうためには、各地域において実施することが望ましいことということで、昨年度と同様、分散開催にしたものであります。

以上です。

○工藤健委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 コロナにかかわらず、地域の人たちとのという判断でとなると、今後ずっとこういった形式になるのかなと思うんですが、それは来年度以降の実行委員会の判断だと思います。

おおむね好評とおっしゃいますが、そうではない声も聞いています。部活動を休まなくてはいけないとか、除雪が大変だとか、学校現場の先生の声は入っていないでしょうか。

○工藤健委員長 教育委員会事務局教育部長。

○小野正貴教育委員会事務局教育部長 分散開催になったことによって学校現場の負担が増えたという御質疑でありましたけれども、まず、各会場の式典の企画・運営につきましては、地域の方や二十歳を迎える各中学校の卒業生を中心に、組織されております各実行委員会がそれぞれ行うこととしていること。また、会場が中学校であることで、先ほどお話があった部活動に制限が出るとか、そういった負担感があるものと考えられます。

教育委員会では、できるだけ教育委員会が手伝いをしながら開催しようということで、運営マニュアルの作成やQ&Aの作成、式典当日の職員派遣などもしながら、学校の負担軽減に努めているところであります。

以上でございます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 中学校時代にいじめや不登校になった二十歳の方々、出席された方はその時代を懐かしむ直接的な友達と会えて、良好なアンケート結果にはなると思うんですけれども、中学校時代に個人的につらい思いをされた方は、行かないのではないかなと、そういう声も聞かれていますので、今回はこのような分散した形で行うということですが、大きい会場で大勢の中であれば自分の二十歳を祝おうと参加される方もいれば、中学校という小さい場所には行けない方もいますので、そういったお気持ちも考えて、今後対応していただきたいと思います。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 浪岡地区では変わらず、今までと同じ形態で。中学校が1つでするのでこの形態でやっていくと。小倉食堂ではカレーセットの券を提供しています。

各食堂、みんなの地域の成人式だということで、自分たちの商品を提供して、地域全体で子どもたちが二十歳になったんだというのは、非常に大切だなと思っています。資料を見ると、ビンゴ大会の景品として、青森市全体でも工藤パンさんとか、はとや製菓さんとか大きいところが協賛で商品を出していて、浪岡地区では小規模な食堂がやるのかという話も出ましたけれども、地元の中学校の卒業生だからということで皆さん協力的でした。そういう大きく開催することもいいでしょうけれども、地域ならではというのも、これからは大事だと感じますので、よろしく願います。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

次に、「令和4年度全国学力・学習状況調査結果報告について」報告を求めます。教育長。

○工藤裕司教育長 令和4年度全国学力・学習状況調査における本市の結果について御報告いたします。

配付資料の「1 調査の概要」を御覧ください。

本調査は、児童・生徒への学習指導の改善・充実に役立てることを目的としており、本年4月19日に、全国の小学校6学年児童と中学校3学年生徒を対象に実施されたところであり、本市におきましては、小学校6学年児童、中学校3学年生徒が本調査を受けました。

実施教科は、小学校が国語と算数と理科、中学校が国語と数学と理科のそれぞれ3教科であり、調査内容は、当該学年までに身につけておかなければならない基礎的な知識及び技能と基礎的な知識及び技能を問題解決のために活用する力を一体的に問う構成となっております。

なお、国語と算数・数学は毎年実施、理科は3年ごとに実施することとされております。

次に、「2 調査結果」と「3 本市児童・生徒の学力の状況」を併せて御覧ください。

「2 調査結果」は、小学校と中学校それぞれについて、本市・全国・青森県の平均正答率を示しております。

本市児童・生徒の正答率は、全ての教科で全国平均を上回る結果となっていることから、教育委員会としては、学力については一定の定着が図られているものと認識しております。また、問題別の正答率では、国語の語句の理解や算数・数学の計算など、「基礎的な知識及び技能を問う問題」の正答率が高くなっております。

一方、課題としては「複数のデータから必要な情報を読み取り、それに基づいて判断する力を問う問題」や「日常生活と関連付けて考える問題」「記述式問題」の正答率が低いことが明らかとなっており、これは全国でも同様の傾向が見られており

ます。

教育委員会としては、本市児童・生徒の学力や学習の状況を詳細に捉え、本調査の目的である、調査結果を学習指導の改善・充実に役立て、確かな学力の定着を図ることが重要であると考えております。

最後に、「4 今後の取組」を御覧ください。

教育委員会では、課題に対応できる力を身につけさせるために、協働的な学び、特に思考力を育成する学習活動を積極的に取り入れる必要があると考えております。

具体的には、ICT等を活用して収集した、文字、画像、グラフや資料等の様々な情報から必要な情報を読み取った上で、判断したり、表現したりする活動、自分の考えと他者の多様な考えを比較検討したり、関連づけたりしながら意見を練り合い、文章にまとめ、説明する活動、課題を解決するために、各教科で培った知識・技能を生かして新たな考えや最適な解を導き出す探究的な活動を充実させる必要があるものと考えているところであり、今後、授業づくりのポイントを示したリーフレットを活用して周知を図ったり、研修講座や学校訪問等で具体的な指導・助言する場を設けたりすることで教員の指導力を高め、引き続き、児童・生徒の一層の学力向上に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○工藤健委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。相馬委員。

○相馬純子委員 本市の子どもたちの平均点がとても良かったということで、これは私も喜ぶたいところではありますが、この調査結果について、各小・中学校にはどういう形で提示されるのでしょうか。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 各小学校には、小学校ごとの結果が配付されて、各校におきましては、それを分析しながら、今後の児童・生徒の学習、あるいは教職員の指導に役立てていくということであります。また、先ほども少し申し上げましたけれども、市全体のことにつきましては、教育委員会が中心になって各校に支援していくということになりますので、各校におきましては、市全体の状況と自校の状況を鑑みながら、取り組んでいくということになります。

以上でございます。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 全ての小学校の平均点が記載されたものが配付されるという形になりますよね。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 各校には、全ての学校の平均点が記載されたものは配付しません。

先ほど申し上げましたとおり、各校のものが配付されるということになります。

以上でございます。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 それを聞いて安心しました。

校長先生方は、他の学校に比べてうちの学校の平均点が低いとか、高いとかで、一喜一憂する。点数には敏感ですので、それが先生方への圧になり、その先生方への圧が、先生方から子どもたちへの圧になる。

全国的にも、点数の高い学校が事前に練習させているというところが問題視されているんですけども、そのことについて、各校への助言指導を教育委員会ではなさっているのでしょうか。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 テストがあって、それに向けて学習することは悪いことではないと思っておりますけれども、この調査等につきましては、青森県の状況調査というのがあります。これについて、青森県の教育委員会の方で、この調査のためだけに、例えば、過去問を繰り返し練習させたりとか、そういうことはしないようにという指導は入っておりますし、市教育委員会としても、そのとおりだと思っております。

本市におきましては、必ずないかどうかは調べておりませんが、聞いておりませんので、そういう状況だとお考えになっていただければと思います。

以上です。

○工藤健委員長 相馬委員。

○相馬純子委員 そう願いますけれども、知り合いの方とか支持者の方、保護者の方のお話を伺うと、テストの前になると類似した問題の宿題が多いとか、学級活動の時間に、そのテストに向けての対策みたいなのをやっているんだと子どもたちからの声もあります。それに向けての学習はいいとは思いますが、点数取らせなければという圧が下がってくると、人間は弱いものですから、そういう方向性に行くと思いますので、そこら辺の助言、指導のところは、各校に確実に行き渡るようお願いをいたします。

全国的に見ても思考力、判断力、それから表現力というところは、日本の学校は低く数値が出ているところですが、学習内容が多すぎて、学習指導要領の内容が多すぎて、対話的で深い学びができるアクティブラーニング的なものを取り組む学校にゆとりがないというところも難しいところではありますけれども、要望ですが、教育委員会主導で本来の学びの力を本市の子どもたちが勝ち取るができるような、子ども主体の学習に向けて助言・指導していただくことを望みます。

よろしく申し上げます。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 最後に、希望のある教育の報告ありがとうございます。本委員会、長時間でありましたので、正直言ってこの状況調査、各教科がプラスでホッとしま

した。最も本業である学力の向上というのは大事なことです、ありがとうございます。

参考までに、理科がプラス 5.7 と全国平均より高いんですけれども、これはどうということなのか、見解をお示してください。

○工藤健委員長 教育長。

○工藤裕司教育長 理科の数値が高いということでありましてけれども、小学校が高くなっていて、中学校はそれに比べると比較的高くはないという状況になっておりますが、これについて教育委員会では、小学校において一部教科担任制を取り入れていて、その中で、理科の一部教科担任制の割合が実は極めて高いんです。9割の学級で一部教科担任制を理科は取り入れていると、これが成績といいますか、数値の上昇につながっていると思います。

したがって、この小学校の子どもたちが中学校に上がっていけば、また中学校も良いバトンタッチを受けて、良い数値になっていくんじゃないかなというふうには思っています。無理なく、きめ細やかな指導を受けて、そして子どもたちができたとか、分かったというような喜びを持ちながら学習できるようになればいいなと思っております。

他の教科についても、そうあればいいなとは思いますが、教員の定数配置等もありますし、規模によって、全てがそうなるというわけでもない、その辺は各学校の実態に応じて適切に対応しておりますし、今後工夫していくのかなと思っております。

少し長くなりましたけれども、以上です。

○工藤健委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。

学力のところで、評価されるのでしっかり頑張ってください。

学校現場、やることがいっぱい大変なんですけれども、子どもの学力は、昔、ゆとりあるゆとり教育という言葉がありましたけれども、子どもは、知識を吸収しやすい時期なので、いい意味で、頭を鍛える、痛めつけるというか、吸収できる子はしっかりやってもいいのかなという考え方もあるのかなと思って、そういった中で深い学習、対話的で深いアクティブラーニング、リードするのは先生だと思いません。

今後ともよろしくお願いします。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。小倉委員。

○小倉尚裕委員 学力という面で、浪岡地区というのは青森市との合併により、驚くことに浪岡地区の学力が上がってきました。浪岡地区というのは、高校に進学をする際には、今でも弘前地区の高校に進学をするというのが多いです。

去年の中学校3年生の学力見たときに、17年前の浪岡町の時は青森市の中学校と比べて、19校中大体15番目くらいでした。

それが、昨年度、1桁それも5番ぐらいまで学力が上がってきた。そういう中で、明らかに高校の進学において、例えば、浪岡中学校から弘前高校に10人とか、青森高校に5人とか、今までにないことがおきました。

私は、中学校の学力というのは、小学校の段階でいかに底上げをしていくのか。私は、浪岡地区の各小・中学校を工藤委員長と同じように、コミュニティスクール運営協議会で訪れる機会があります。その際、市の教育委員会が、いかに旧浪岡町の教育委員会と違っているのかお話をし、取組であり、人材であり、そして、今後目指す目標、これがあって今の結果が出ているというお話をしています。現場の校長先生、教頭先生も意欲を持っていきます。先ほどありました一部教科担任制というのが非常に効果が現れている。一方で、ある一定の生徒の希望がなければ先生の配置もできない。こういう点を、学校の現場にいかに、私たちはお伝えをしていくのか。教育委員会のほうでお話をする場面と、私たちが何らかの形で、学校の関係者にお話をする際に、そういう部分をお伝えするのが役割ではないのかなと思っています。

そういった面で、青森市が取り組んでいる取組は今回の学力という結果として現れている。

これを進めていただきたいと思っています。

○工藤健委員長 他に発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 なければ質疑はこれにて終了いたします。

この際、理事者側から報告事項などはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 また、委員の皆さんから御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤健委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

長時間にわたりありがとうございました。

(会 議 終 了)